

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	遠軽町予防接種関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

遠軽町は、予防接種に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

遠軽町長

公表日

令和3年12月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種対象者の把握②予防接種の実施③予防接種の記録、管理④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済を行う⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務⑥ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う⑦予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う⑧予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10項、93の2項 番号法第19条第16号及び番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二 16の2、16の3、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部保健福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	遠軽町総務部情報管財課 〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 電話0158-42-4271
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	遠軽町総務部情報管財課 〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 電話0158-42-4271

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 17、18、19項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 17、18、19項 【情報提供の根拠】 別表第二 16の2項	事後	
平成30年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 17、18、19項 【情報提供の根拠】 別表第二 16の2項	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 16の2、17、18、19項 【情報提供の根拠】 別表第二 16の2項	事後	
平成30年9月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 小谷英充	課長	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 16の2、17、18、19項 【情報提供の根拠】 別表第二 16の2項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二 16の2、17、18、19項 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二 16の2、16の3項	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策		追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済を行う</p>	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済を行う ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	事前	
令和2年12月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二 16の2、17、18、19項 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二 16の2、16の3項</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二 16の2、16の3、115の2の項</p>	事前	
令和3年2月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10項	番号法第9条第1項及び別表第一10項、93の2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済を行う ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済を行う ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>⑥ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ⑦予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う ⑧予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う</p>	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10項、93の2項	番号法第9条第1項及び別表第一10項、93の2項 番号法第19条第15号及び番号法第19条第5号	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成31年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年12月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10項、93の2項 番号法第19条第15号及び番号法第19条第5号	番号法第9条第1項及び別表第一10項、93の2項 番号法第19条第16号及び番号法第19条第6号	事後	